

Title	仏国戦時の食料問題 (二)
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1291(87)- 1303(99)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國人の努力ばかりで出来ないうまでも、彼等の協力が其成功に缺く可らざることは云ふまでもない。國際的統一と平和の希望は實に今回の戦争に於ける英國人の忍耐と、其れよりも一層戦後に於ける彼等の聰明な政策に懸るのである。(註 以下數段に亘つて英本國と其四大殖民地との關係を今後如何に改革す可きか、印度帝國及び各王領殖民地の處分は如何、英國は全然是等の殖民地を獨立せしむ可きか、抑、又從來の統治を改めて渾然たる英吉利帝國を組織す可きか若し英帝國の改造を企つるとせば、今回の戦争終結は實に千載一遇の好機會に非るか是等諸問題をば L. Curtis 近著 The Problem of the Commonwealth を參照して痛切に論じて居るけれども是等は寧ろ英國内治の事に屬するから割愛した)。

一四

今回の大戰は善惡共に多くの隠れたる事柄を

其責任ある人々が立國の基礎たる大主義に忠實であつたが爲、而して人間に取つて極めて重要な權利自由を與へたが爲、發生した事を看取するであらう。一世紀以上に亘つて英國は人類の四分の一に對して、自由と平和と並びに自から進展する機會とを與へた。彼は現に歐羅巴に自由を回復せむが爲、努力して居る。之を遂げた曉世界全體をば正當なる法律の支配の下に置いて此大戰の後を善くする大事業に對して、彼が恐らく最も重なる役を演ず可きは明白である。此大業を成さむとするには、勢ひ自家の政治組織をも改造するに至るであらう。是れは實に大變な事業であるけれど、又得難き好機會である。吾人をして吾々英國人が先見の明を欠き決斷に乏しきが爲、此の如く吾々に落ち來つた責任を果たす能はざるが如きことあらざらしめよ。(完)

暴露した。併し餘事は問はずとして、從來英吉利帝國として世界に知られ來つて居るけれど、其性質上吾人は寧ろ British Commonwealth と呼ぶを適當とする一大組織が、明々地に世界に反射せられたのである。British Commonwealth は内外の淺薄なる觀察者に依て、往々誤解せられて居る。之を以て充分なる計畫に成つたものと云ふ者もあれば、否、貪慾と野心の結合であると評する者もあれば幸運なる地理的境遇の產物であると説く者もある。然し是等の言は何れも當つて居ない。British Commonwealth は實に其圈内に於ける凡ての人民に自由を確保し、苟くも適當に行使することを得る有ゆる市民に政治上の責任を分つことを其最大目的とする英國憲法に忠順ならしむが爲、結合せられたる人民の一大社會である。而して苟くも公平なる心を以て英國の歴史を研究した者は British Commonwealth が幾多の變遷を経來つたけれど、概して

佛國戰時の食料問題(二)

増井 幸雄

二 肉類

目 次

戦前に於ける肉類の自足主義——開戦後の肉類消費額の増加——軍隊用の肉輸入——肉類の輸入税廢止——家畜の減少——早殺禁止令——家畜の内容變化——肉價の騰貴——肉價の制定——市營肉類販賣所の開設——民間への肉類供給——最初の失敗——政府の補助——肉價の近況——諸改革案。

佛國は戦前に於ては穀類の場合と同じく肉類に就ても自足主義を採つて居つた。外國產の食用家畜並に肉類を輸入することは戦時に於ける肉類の供給を危うし平時に於ける農民の利益を害するものとして特に農民社會の反對する所となり、肉類の輸入を阻止する目的を以て牛、馬

仔牛、仔馬、騾馬、驢馬並に生肉、凍肉、冷蔵肉の輸入に課税することになつて居つた。故に佛國では肉類の輸入は殆んど不可能で、従つて肉類冷蔵の装置設備など一もあることなく、南米ニュージールランド、濠洲等よりの輸入肉によつて貧民社會に低廉なる肉を消費するの利益を得せしめることは出来なかつたのである。佛國に於ける肉の消費額は幾何であるかと云ふに、官邊の發表した統計によれば一年一人につき平均五十七キログラムで全國に於て約二百三十萬噸である。(尤も政府の調査による年額一人五十七キログラムは多きに過ぎる、一人平均四十二キログラム即ち全國で百六十六萬餘噸と計算するを當れりとする云ふ論もあるが、今は假りに政府の調査による分を採つて置く) その中家畜の大宗たる牝牡牛のみに就て見れば年々約百八十萬頭だけ屠殺し得て之から約八十萬噸の肉を供給して居るといふのが平年の常態であるが、千

九百十三年には百九十萬頭だけ屠殺して之から約六十萬噸の肉が供給された。而して肉の代價は其の品質の如何により季節の如何により又田舎と都會とによつて多大の相違があるが、開戦前の巴里に就て見れば牛肉は一キログラムにつき四法三十サンチームであつた。

然るに開戦以來肉の需要は頗る増加した。平時にありては佛國の勞働者社會に於ては成年男子と雖も一日平均百瓦の肉を消費して居ない、國民全體に就て見て始めて一人一日平均百六十瓦を消費して居る有様であるのに、軍隊に召集された者に對する肉の給與は遙かに此の平均量を超過して、前線に在る者に對しては一日五百瓦、後方勤務に在るもの並に未だ戦線へ送られる者に對しては一日三百グラムを給せられることになつた。即ち平時に在りて佛人一人一年間の肉の消費量五十七乃至八キログラムであるのに軍人は平均一年に百六十キログラムを消費す

ることになつたのである、茲に於てか政府は英國政府に交渉して輸入肉の一部を分配して貰ふことにした、即ち英國政府が開戦と同時に直ちに二百五十隻の冷蔵装置ある船舶を出して長期契約によつて續々ニュージールランド、濠洲、アルゼンチン、ウルグエー、加那陀、北米合衆國等から輸入した肉の中から、戦時中は一年二十四萬噸の高まで佛國の戦線へ供給して貰ふことにしたが、それでも兵站官は必要に應せんがために開戦以來季節の如何を問はずして諸所に多數の家畜を徴發して之を屠殺所へ送つた。

斯くも多量の肉の需要あり従つて多數の家畜屠殺の必要あるも而も家畜の存在高には制限あるが故に、出来得る限り佛國に於ける家畜の減少を防ぎ其の増加を計らんとして政府は既に對獨宣戰に先つて八月三日肉類(生肉、凍肉)の輸入税を免除し同四日には鹽漬肉の輸入税を廢止し、越えて九月十日には各種の牛、羊、山羊、

豚等の輸入税を免除するの條令を發布し、他方に於ては各縣の知事は家畜の早殺を慎しむべき旨の訓令を發して國民を警戒する所があつた。然しながら是等の政策は著しき效果を示さなかつた、蓋し一方に於ては假令輸入税を免除しても人は戦後に於て再び保護主義が復活し高率の關稅が課せらるゝに至るべきを恐れて敢て永久的の企業として家畜の輸入を企てる者がなかつたし、他方に於ては一般人民は家畜増加に志しても兵站官によつてそれ以上の屠殺が行はれたからである。加ふるに佛國北部十縣は敵の侵す所となつて同地方に於ける百六十萬噸中の五割六分は敵に掠奪されたので家畜の數は頗る減少を來した。即ち牛の數のみに就て見ると佛國全體に於て千九百十三年末に千四百七十八萬七千頭ありしものが千九百十四年末には千三百八萬七千頭に減じて居る、其の他の家畜も同様に多大の減少を來したことは疑ない所である。斯の

如くにして家畜並に肉の供給減じ其の代價は高まり千九百十五年四月には肉の恐慌を來さむとするの危機にさへ立ち到つたのである。

茲に於てか農務省は五月十八日に至り、先きに英國から一年二十四萬噸の肉を供給して呉れる筈になつて居つたのを五割だけ増加して三十六萬噸宛供給して呉れるやうに四年乃至五年の長期に亘つて契約を締結するの權限を陸軍當局に與へんとするの法案を議會に提出した(斯くすれば民間に於ける肉の供給もそれだけ増加し且つ内地の家畜を保護するの效果もあるべしとの理由を以て)。然し此の案は議會を通過しなかつた。かくて肉の供給を内國の家畜屠殺に仰ぐこと益々増加したる其の結果は家畜の數が減少する一方であつたのみならず、其の内容構成部分が頗る劣惡になつた。家畜の成長には少くも五年を要する、普佛戰爭後に於て家畜を戰前の狀態に回復するために十年を要した程であるの

に千九百十五年七月一日の調査によれば牝牛の減少が百五十萬頭に及んで居る。之を見たる農務省は家畜保護の上よりして捨て置くべからずとなし、既に各縣の知事からして家畜飼養者に向つて家畜増殖に勵むべしとの訓令を與へて來て居つたが更めて千九百十五年十月十四日家畜の早殺禁止令を發布して肥滿したる仔牝牛、仔羊、仔豚にして年齢二歳半以下のものを屠殺すべからずと令した(但し仔牝牛は直接關係なしとして除外された)。其の結果として今日では一歳以下の幼少な家畜は數に於て殖えて來た、然しその代りに成長したる家畜は二百萬頭を減ずることになつた。

かく内國に於ける家畜が減少しては假令平時八十萬噸の肉の一般消費は約二割方節約されて六十餘萬噸となつたとは云へ、新に軍隊に於ける三十萬噸の消費増加を來したる肉の總需要に應ずるには足りない。而も民間に於ては肉の輸

入は行はれない、蓋し先に肉類の輸入税(特に凍肉に就ては百キログラムにつき三十六法といふ禁止的な高率關稅)を廢止したけれども人は戰後の保護主義の復活を恐れたのみならず、從來凍肉は英米兩國に於て頗る歡迎されて居るに反して佛國に於ては健康の爲めによりしからずその評を受けて頗る其の聲價上らず、消費者も凍肉を買つて人の嘲笑を招くことを敢てせず、肉店では「當店にては凍肉を販賣致さず候」と掲出したやうな有様であつたからである。かくては肉價は益々騰貴せざるを得ない。屠殺期なる千九百十五年四月以來徐々ではあるが繼續的に騰貴の勢を續けて來て居る。西部地方の一衛戍地では千九百十四年六月に軍隊給養品としての肉を一キログラムにつき一法二十三サンチムで納入して居たのが千九百十五年の六月には一キログラムにつき二法二十四サンチムで納入することになり而も其の肉は納入者の都合に

よつて牝牛でも牝牛でも差支なしといふ條件付であつた。殊に肉の騰貴は生獸の代價と肉の小賣代價との差が頗る大となつた點に於て著しかつたのであつて生肉一キログラムにつき一法であるのに小賣肉は一キログラムにつき品質の如何に従つて一法八十サンチムより三法の間を往來し巴里では上肉が四法乃至五法に騰貴したのである。斯の如く肉の代價の騰貴せる時に當り小麥に就ては既に千九百十五年十月十六日の法律を以て一カンタルにつき三十法と最高代價を定め政府は徵發輸入の仕事を行つて來て居るのであるが當局者は肉に就ては果して如何なる政策を採つたか。

市長に於て肉類及び小麥の代價を制定するの權限を定めたる千七百九十一年の法律(前號參照)は依然として存して居るのみならず、議會も最近の決議によりて必要な權限を與へたからして或る都市例へば「ビュイ・ド・ドーム」縣な

るチェーン並にイソアールの兩町に於ては町長は此の權限を行使して肉の代價を公定した、又カンタル縣に於ては知事も此の代價制定を行つた。思ふに代價制定は生肉の相場、卸賣相場並に小賣相場の費用も計算して定めるのであるからして中間商人をして不當の利益を貪ること能はざらしめ肉價の不當なる騰貴を防ぐの效は確かにあるのであるが、然し是等の費用を正確に定め之等の取引狀態を正確に觀察することは頗る困難である。加之、肉には小麥と異なつて品質に頗る多大の相違あり、一片の肉をとつて之を何れの等級に屬するものと判定すべきかは頗る困難なことである。茲に於てか千七百九十一年の法律は存して居つても之によりて與へられたる權限は肉類に就ては實際は餘り多く行使されなかつた、假令行使されたとしても程なく廢止されたといふ歴史を有つて來て居る、近くは千九百十一年の肉價暴騰の際にも幾千百の都市

は殆んど此の權限を行使するの手段に出でなかつたやうな次第で、今回も肉價の制定を行つたものは前記の如く僅少の都市に過ぎずして、里昂、サン・テチエンヌの如き大都市に於ては市長は生獸の賣買の自由を許して置きながら肉價のみ最高限度を制定しても何等の效果はないとて斷然此の肉價制定の手段を採ることを拒絶したのである。千九百十五年十月十六日の法律が最高代價制定をば單に小麥のみに限つて肉には及ぼさなかつたのも實は斯る理由から來て居るのである。

然らば各都市は此の際如何なる政策に出でたかといふに、右の如き直接手段の代りに嘗て千九百十一年に採りし所を再びして自ら市營又は町營の肉類販賣所を開設して以て代價の騰貴を出來得る限り防ぐといふ間接手段をとつたのである。即ち例へば南方のニーム町では千九百十五年十一月二十四日に町營の肉類販賣所を開設

したが此の試みは頗る好評を以て迎へられ忽ちにして同一の市内の各所に六ヶの支店を開設するの必要を生じた程の大成功であつた。蓋し一般市場の商人よりも一割五分乃至二割方低廉に供給したからである。然しながら内國家畜の保護の爲に屠殺が充分多量に行はれなかつたから勢ひ外國から肉を輸入するの必要があつたのであるが前記の如く民間に於ては此の輸入が行はれなかつた。千九百十五年度に於ては千九百十三年度に比して生獸、國詰肉、鹽漬肉又は凍肉の形に於て二百八十萬カンターだけ多く輸入して居るけれども、それは殆んど悉く軍隊へ供給する爲に政府で輸入したものに係るのであつて、民間への供給の爲に民間に輸入されたものではなかつた。それ故に市立肉類販賣所の開設を奨勵するが爲には政府は同時に之に向つて販賣すべき肉を先づ供給するの必要があつた。これ政府が國民の爲に肉の輸入を行ふに至つた所以で

ある。即ち政府は開戦後陸軍の爲に英國から毎月二萬噸宛供給されることになつた肉の一部を割いて兵站官の手から國民に販賣することとし、平素凍肉の輸入なき結果として佛國の船には冷蔵裝置あるもの乏しきが故に英國政府の斡旋により英國の船舶を備船して輸送せしめたものをば一キログラムにつき一法六十二サンチムとの割合を以て賣り渡すことにしたのである。

ところで巴里市の如きは率先して此の輸入肉を消費せんとした、即ち巴里及セイヌ縣では供給委員會がセイヌ縣知事及び内務大臣の援助干涉の下に兵站官から八百噸の凍肉を買入れることになり、之を消費組合をして販賣せしむるために補助として巴里市會は十萬法をセイヌ縣會は五萬法の費用を可決し販賣上に必要なるあらゆる手段を採つたのであるが、不幸にして此の輸入肉は殆んど賣れ行きがなかつた、賣れるにしてもその數量は極めて少なくして先づ失敗に

終つた。何故賣れ行きがなかつたか。それには二つの理由がある。その第一は交戦各國よりの需要増加のために原産地に於ける肉價の騰貴したることである。南米グエノスアイレスの市立市場に於て千九百十四年九月には牛一頭の取引代價平均百十五ピアストル即ち約二百五十八法であつたのが千九百十五年の九月には平均百四十ピアストル即ち約三百二十四法となつて大約二割五分の騰貴を來して居り、其の他の原産地に於ても生牛並に凍牛肉共に同様に二割乃至二割五分の騰貴を來して居つた。その上に運賃も異常に騰貴を來して居つた。即ち七千噸の貨物船の船價百五十萬法なりしものが五百萬法に騰貴し南米ラ・プラタ地方よりの生肉の運賃一噸につき千九百十四年に九十二法なりしものが千九百十五年には三百法となつた。かくして千九百十五年五月に一法四十七サンチームなりし生肉の代價は今や一法七十二サンチームとなつて

一割七分の騰貴を來し、佛國港灣渡し生肉一キログラムにつき一法二十五サンチームなりしものが今や一法六十五乃至七十サンチームとなつて三割二分の騰貴を來したのである。第二の原因としては千九百十五年の後半數ヶ月以來生肉の相場が卸賣市場で俄かに低落して却て輸入生肉の代價以下となつたといふことである。内國產の生肉の代價は千九百十三年末に於けると大差なく、一キログラムにつき牛肉は一法八十サンチーム、羊肉は二法五サンチームであるのに、輸入生肉は兵站官よりの讓渡代價が一キログラムに付牛肉は一法六十二サンチーム七、羊肉は一法五十六サンチーム七で、之に百キログラムの費用を要するが故に、結局牛肉は一キログラムにつき一法八十五サンチーム七、羊肉は一法七十九サンチーム七となる。さらでに從來輸

入肉の聲價の擧らなかつた所へもつて來て代價の關係が斯の如くであつたからして、さてこそ輸入肉の販賣は香しくなかつたのである。

巴里の試みの失敗したのは要するに輸入肉が内國肉よりも高價に過ぎたといふ一事が原因になつて居つたのであるからして、政府は出來得る限り代價を低廉にして消費者の意を迎へんと欲して輸入肉の販賣に對して補助を與へることに決し、此の目的のために五十萬法の費用支出が議會に於て可決された。(此種の補助金を得た市又は町は是までの所では三四ヶ所ある)。而して政府は巴里及セイヌ縣に於ては市營の肉類販賣所を開設する代りに諸消費組合を代表する卸賣組合聯合會をして此の輸入肉販賣の事に當らしむる事にした。思ふに此の消費組合から賣ることになれば之と平生關係の深き中以下の階級をして割合に好感を以て輸入肉に對せしむるに便なりと考へたからであらう。即ち千九百十六

年一月の終りからして一キログラムにつき一法六十二サンチームの割合を以て消費組合に賣り渡し販賣額一キログラムにつき二十サンチーム宛の割合を以て補助を與へた。かくすれば輸入肉を生肉よりも廉價に供給することが出來る筈である。然らば其の成績如何と見るに大體に於て中以下の階級から歡迎されたのみならず大料理店の如きも特殊の肉に就てはその軟きの故を以て好んで之を使用したといふ有様であつて、販賣額は殆んど豫期以上の數量に上つた。兵站官は毎日十二噸位宛供給して居るのであるから此の點から見れば大體に於て好結果を奏したものと見てよからうか。

今佛國に於ける肉類政策の效果如何を窺はむがために肉類の相場の變動を検して見るに、開戦前三ヶ月なる千九百十四年五月と一年後の千九百十五年五月とに於ける牛肉及羊肉の相場は各等級を平均して次の如くである。

一九一四年五月 一九一五年五月 騰落の割合

牛肉(二鹿) 一・七八 二・二二 (十)一九%
羊肉(一鹿) 二・九〇 二・六〇 (二)一〇%

即ち牛肉は此の一年間に一割九分の騰貴を來し羊肉は却て一割の下落を來して居る。然しながら是等の相場は肉類の輸入供給政策の未だ行はれざる以前のものに係るが故に未だ以て肉類政策の効果を判するの資料とはならぬ。そこで千九百十六年の第一週に於ける相場と千九百十二年乃至十五年の各第一週に於ける相場の平均とを比較して見ると一、二、三等級各々次の如き程度の騰貴を來して居る。

一等品	二等品	三等品	平均
牛肉 一九%	一八%	一六%	一七・七%
羊肉 一四%	一二%	一〇%	一二%
豚肉 三五%	三四%	三三%	三四%
平均			二二・二三%

即ち牛、羊、豚肉三者平均して約二割一分の騰貴である。之を一般の物價の騰貴の程度と比較

して見ると魚類、雞卵及馬鈴薯が一九一三年に比して一九一五年末に於て十割の騰貴を示し、同一期間に於て蔬菜及び砂糖が五割の騰貴を來せるに比すれば遙かに少なく、一般食料品の騰貴が平均して三割なるよりも著しく少ない、唯焼酎の一割五分、麵麴の七分なるよりも多いのみである。

以上は肉一般に就ての觀察であるが、肉政策殊に最近の肉政策の目的物たる輸入凍肉に就て見れば、凍肉一キログラムの巴里に於ける代價と倫敦に於ける代價との比較は次の如くである。

巴 里	倫 敦
一九一五年 四月十七日 一・四八	一九一五年 四月十七日 一・七二
七月二十三日 一・六六	七月二十四日 一・九七
十二月十七日 一・四五	十二月十七日 一・八六
四月と十二月との比較 (一)三	(十)一四
その割合 (一)二%	(十)八%

即ち昨年末に於ては輸入凍肉の代價は輸入國に

る巴里に於ては佛國への供給國たる倫敦に於けるよりも二割四分方低廉であつたのみならず、倫敦に於ては四月に比して八パーセントだけ騰貴して居るのに巴里では二パーセントだけ低落を來して居る。

かくの如く千九百十五年末又は千九百十六年始に於ける現況に就て見れば、巴里又は佛國に於ける肉價は他の物品の相場に比して、又は外國の都市に於ける肉價に比して騰貴の程度の頗る少いことが觀取されるのであるが、是は政府並に諸都市の採りし肉類政策の効果が幾分表はれたものと見ても差支ないであらうかと思はれる。勿論巴里の消費組合の活動は本年一月終り以後の事であるからして斯る政策の效果は本年一月の現況によつて卜することは適當ではないやうであり、又凡ての都市が悉く市營肉類販賣所を開設したのではないからして肉價騰貴の程度の少きを以て一に肉政策の效果に歸するのは

その當を得て居らないやうである。けれども最近の狀況を知るの資料を有つて居らないから暫らく之を以て満足するの外はない。

最後に肉類政策の將來に就て考へて見るに、現に幾多の改革的政策を採るべく要求せられて居る。その一つは内國家畜の屠殺より供給せらるゝ肉類の販賣組織を改革せよとの要求であり、その二は輸入肉の低廉を計れとの要求である。先づ前者から述べると、現在に於ては肉の取引は巴里に於て行はれるのであつて、家畜飼養者は資力ある者は自ら之を携へて巴里に出で資力なきものは仲買人に賣り仲買人が巴里に之を持ち出し同地の La Vieille 市場に於て相場が定まり之が肉卸賣商の手に渡り而して汽車で再び地方へ販賣されることになつて居る。それ故に生産者の手から消費者の手に入るまでには幾多の仲間商人の手を経て費用と利潤とが積り積つて肉の代價を不當に高めること頗る大で、恐らく

は家畜を供給した農夫は自己が低價に賣り出した同一の肉をば幾多の人の手を経て再び高く買ふといふの奇觀を生ずるのである。中間商人の介在の爲めに肉價が如何に高くなるかといふことは四歳の牡牛の取引が次の表の如くに行はれたといふことによつて知られるのである。

一九一四年十一月 一九一五年十一月

飼養者の賣價 七六〇・〇〇 八八〇・〇〇

仲買人の費用 二二・〇〇 二二・〇〇

仲買人の賣價 八八〇・〇〇 一、〇〇〇・〇〇

肉卸賣商の費用 五九・五二 五九・五二

肉卸賣商の賣價 一、〇一〇・八四 一、二八九・三四

即ち飼養者の手を離れてから卸賣商の手を離れるまでに約五割の騰貴を來して居る。之から小賣商の手を経て消費者の手に渡るまでには更に幾何かの騰貴を來すことになる譯である。斯る有様であるからして幾多の改革案も出ざるを得ない。即ちその第一としては小麦に於けると同様に肉價の制定を行へといふ案である、然しこ

れは前にも述べた如き不便困難と反對とがあるからして恐らくは行はれまい。次は肉類の消費組合を設け其の競争によつて私營の肉店の賣價を低落せしめよといふ案である、消費組合に於て肉を販賣することは凍肉に就ては前述の如く行はれ始めて居るが改革案は之を生肉にも及ぼして一般の肉類をば消費組合で賣るか又は肉類のために消費組合を作れといふのである。此の種の要求は今に始まつたことではなく又從來屢々實地に試みられたことがあつたのであるが悉く失敗して依然中間商人をして必要なるものたらしめて居る。これは經營の拙なりしにも依るであらうが又之に向つて低廉に肉を供給するものがなかつたといふことが主たる原因をなして居るのである。そこで第三の案が出るのである曰く、中央市場制度を廢して地方市場制度を以て之に代へよと、詳しく言へば地方團體の經營に係る屠殺所と冷蔵設備とを肉類消費の諸大中

心地に設け飼養者より買入れたる家畜を屠殺するに従つて倉庫の中に冷蔵し必要に應じて販賣し得るやうにせよといふ案即ち是である。思ふに巴里の市場に搬出することを止めて中間商人の手を省き且つ時間的に需給を調節せんとする此の案は恒久策としては最も適當なものであらうが、然し如何せん之は目前に肉價の騰貴を見て居る今日の急場の必要に應ずるには足りないといふ憾がある。茲に於てか應急策としては勢ひ輸入肉を出來得る限り低廉に供給するといふ前記第二の政策に向ふの外はないといふことになる。即ち外國から輸入する家畜又は肉類の運賃殊に海運運賃を低廉ならしむるの策を採れといふ要求の起る所以である。海運運賃を低廉ならしむるためには、英國で行つた如く最高運賃を制限するといふことも不可能ではないがそれは自由商業を抑壓するのみならず却て船腹の供給減少を來すの恐がないではないので、それよ

りも一層有效にして弊害少きものとして論せられて居るのは海運の國家的經營案である。海運の國家的經營といふも政府自ら船舶を買入れ又は備船して經營するといふのではなく、「佛國船主委員會」をして國家の補助によつて其の有利と認むる時に船舶を買入れ又は備船し置き政府の要求あるに際して國家に必要な貨物（肉をも含む）の運送に従事せしめることを云ふに外ならないのである。此の種の論をなす者は或は戰線への肉の供給の遅延する事實を挙げ或は都鄙ともに生活の不安に捉はれて居る事情を訴へて食料品に對する精緻迅速なる手段を採らんことを要求して居る。此の案にして果して實現せらるゝとせば肉價の騰貴を抑制するに餘程效果があるだらう、けれどもこれ果してその實現を期待し得るものなるや否や。吾人は今後の成行を見むと欲するものである。（此項終）